

分別管理及び書類管理方針書

茨城県森林組合連合会

平成21年8月21日

本方針書は、全国森林組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年4月1日制定）」及び「間伐材チップ確認に関する自主的行動規範（平成21年7月16日制定）」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品及び間伐材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、本組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、共販所長を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材あるいは間伐材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるか、間伐材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材あるいは間伐材とそれ以外の木材を同一箇所で取り扱う場合、混在しないように保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材加工に当たっては、合法木材あるいは間伐材とそれ以外の木材を同一箇所で取り扱う場合、混在しないように加工する。
- ・製材品の出荷に当たっては、合法木材あるいは間伐材であることを確

認の上、納品書に記載する。

- ・製材品の保管に当たっては、合法木材あるいは間伐材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品を同一箇所で取り扱う場合、混在しないように保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、合法木材及び間伐材とそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材及び間伐材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。